

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!



週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月24日発行

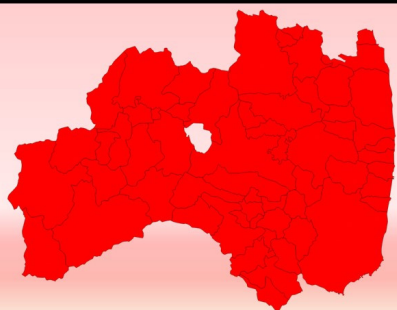
Vol.535

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

「まん延防止等重点措置」の
県全域適用
を延長します（3月6日（日）まで）



目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・市内の教職員等に対する
3回目ワクチン接種 ----- 2
- ・インターステラテクノロジズ
株式会社との連携協定締結式 --- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 8



新潟県

まん延防止等
重点措置適用

1/21(金)
3/6(日)

県民の皆様へのお願い

- ・ **基本的な感染対策を徹底**
手洗い・手指消毒、3密回避、マスク着用、
家庭内での定期的な換気
- ・ 体調に合わせた行動の徹底、検査の徹底
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への
外出や移動は控える
- ・ 不要不急の県外との往来は極力控える
- ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内で
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える
- ・ 飲食はなるべく少人数で黙食を基本とする

●東京電力ホールディングス

- ・ 個人さまに対する請求書類
「生命・身体的損害に係る賠償」
の発送について ----- 9

●新潟県

- ・ 大規模ワクチン接種会場
(3回目接種)について ----- 10

●三条市News

- ・ 東日本大震災黙祷及び献花 --- 13

●交流ルームひばり通信

- ・ 2月・3月の「ひばり」 ----- 14

新潟県新型コロナ
受診・相談センター

番号間違い
に注意!!

☎ 025-256-8275

☎ 025-385-7541

☎ 025-385-7634

毎日24時間対応（土日・祝日含む）

2/22 火

市内の教職員等に対する3回目ワクチン接種

市では、新型コロナワクチン接種の追加接種（3回目接種）を1月から開始していますが、高齢者の接種が順調に進んでいることから、予定を1週間前倒して、2月22日から幼稚園、保育園、小中高校、警察官などを対象とした接種を開始しました。

当日は高齢者（65歳以上）の枠で順番が回ってきた門馬市長も武田/モデルナ製ワクチンの接種を受けました。

59歳以下の一般の接種は3月7日から開始する予定です。



2/9 水

インターステラテクノロジズ株式会社との連携協定締結式

インターステラテクノロジズ株式会社と市は連携協定を締結することとなり、2月9日にオンラインによる締結式を執り行いました。

当日は、インターステラテクノロジズ株式会社の稲川代表取締役が東京からオンラインで参加し、オブザーバーである小浜製作所有限会社の川岸代表取締役の立ち合いを行いました。

インターステラテクノロジズ株式会社は、ロケットや人工衛星の開発を行うベンチャー企業で、市内でロケットや人工衛星の部品を製造し、北海道で取り付け作業を行うとのことです。今後は2023年度内の打ち上げを目指すとしています。





南相馬市からのお知らせ

東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

2月22日HP更新

東日本大震災に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	免除期間
(1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和5年2月28日まで
(2) 旧居住制限区域の方、旧避難指示解除準備区域の方	令和4年7月31日まで
(3) 旧緊急時避難準備区域の方	同じ世帯の国保加入者全員の令和2年中の所得 注1 の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。 ◆令和4年8月1日～令和5年2月28日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和3年中の所得 注1 の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(4) 旧特定避難勧奨地点の方	
(5) 避難指示等対象地域以外の方および(2)～(4)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方 (震災による住宅の全半壊など)	令和5年3月31日まで

注1 所得：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。

※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

■お手元の保険証をご確認ください。

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

福島県		有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
国民健康保険 被保険者証			
記号	〇〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (枝番) 〇〇
氏名	〇〇〇 〇〇〇		
生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	〇
適用開始年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
世帯主氏名	〇〇〇 〇〇〇		
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者番号	交付者名	南相馬市	

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

後期高齢者医療保険の一部負担金等免除期間の延長

2月24日HP更新

一部負担金の免除期間は下記のとおりとなります。

医療機関を利用するときは忘れずに保険証と免除証明書を提示してください。

なお、避難指示が解除された区域の方で、後期高齢者医療保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

- ▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る令和4年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/20220224100301.pdf>



避難指示区域等	所得区分 注1		免除期間
	令和3年度	令和4年度	
帰還困難区域の方	所得要件なし		令和5年2月28日まで
平成31年度以前に解除された区域	注2 上位所得層以外	→ 上位所得層以外	令和5年2月28日まで
	上位所得層以外	→ 上位所得層	令和4年7月31日まで
	上位所得層	→ 上位所得層以外	令和4年8月1日から 令和5年2月28日まで

注1 所得区分については、令和3年度は令和2年所得を、令和4年度は令和3年所得を対象としています。ただし、令和4年4月から令和4年7月までの場合にあっては、令和2年所得を対象とします。

注2 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から43万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（令和元年所得までの基礎控除の額は33万円）

問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



浪江町からのお知らせ

医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ【令和4年7月31日まで】

2月22日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が令和4年7月31日まで延長されます。

新しい免除証明書は普通郵便で発送しました。

3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

- 国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型
- 後期高齢者医療保険の免除証明書・・・オレンジ色のA4サイズ

対象者および免除期間

対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和4年3月1日から令和4年7月31日
旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	令和4年3月1日から令和4年7月31日 (国民健康保険) 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の令和2年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。 (※1) (後期高齢者医療保険) 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の令和2年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。

(※1) 世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、免除対象外となります。

令和4年8月1日から令和5年2月28日までの一部負担金免除証明書につきましては、**令和3年中**の所得合計額で判定を行い、対象世帯の方へ令和4年7月下旬に送付します。この判定には所得の確認が必要となりますので、**未申告の方は所得の申告(※)**をお願いします。

※ ただし、公的年金、給与支払報告書が提出されていて、その他に所得のない方は申告の必要はありません。詳しくは、広報なみえ2月号の10ページの上段「町・県民税の申告が必要な人の目安」をご確認ください。

- 免除期間内であっても、世帯内の被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 震災後に浪江町に転入された方で、他市町村で免除を受けていた場合は、浪江町でも免除の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

次ページへ続きます

【注意事項】

- 国民健康保険および後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方の一部負担金免除の申請などに関しては、勤務先の健康保険担当者、または現在お持ちの保険証に書かれている保険者にお問い合わせください。

- 国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、国民健康保険の保険証および免除証明書は使用できません。

もし浪江町から免除証明書が届いた場合には、国民健康保険脱退の手続きをお願いします。

脱退手続きをしないまま国民健康保険を使用してしまった場合、一部負担金免除分を含めた医療費（10割）を返還していただくことになりますので、必ず脱退の手続きと国民健康保険証の返還をお願いします。

- ▶ 国民健康保険加入・脱退の手続きについて

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/19912.html>



- お持ちの一部負担金免除証明書を紛失してしまった場合には、再交付の申請をお願いします。

- ▶ 保険証等を紛失したとき

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/20120307-001.html>



- 入院時食事療養費の標準負担額や、接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了していますので、自己負担をお願いします。

問い合わせ**健康保険課 国民年金係****TEL 0240-34-0242**

令和3年度浪江町東日本大震災追悼式は規模を縮小して執り行います

2月18日HP更新

浪江町東日本大震災11周年追悼式・慰霊祭は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、式典の規模を縮小して執り行います。

参列はご遺族と来賓のみとし、一般の方の参列はご遠慮させていただきます。

とき

3月11日（金）

午後1時30分～2時（受付 午後0時30分～）

ところ

如水典礼さくらホール（浪江町大字高瀬字原田2番地）

その他

- 参列者の方はマスク着用をお願いします。
- 体調が悪い方はご出席をお控えいただくようお願いします。
- 追悼式終了後、遺族会主催による慰霊祭も執り行われます。

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238



昨年の追悼式の様子



双葉町からのお知らせ

5歳から11歳の方へ、新型コロナワクチンのご案内を送ります

(一部の地域を除く)

2月22日HP更新

5歳～11歳の新型コロナワクチン接種について

接種を受けることは強制ではありません。

お子さんと保護者の方でよく相談し、効果や副反応について理解をしたうえで、接種を受けるかどうか判断してください。

接種には保護者の同意・立会いが必要です。

(参考)

▶ 日本小児科学会「新型コロナウイルスワクチン関連情報」
<https://www.jpia-web.org/blog/uncategorized/a275>



▶ 厚生労働省「5歳～11歳の子どもへの接種についてのお知らせ」
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/child/>



接種券（予診票）の発送時期について

3月初めに新型コロナワクチン接種に必要な書類を、5歳から11歳のお子さんに発送します。

また、いわき市、南相馬市、白河市、郡山市、福島市に避難されているお子さんについては、それぞれの自治体に合わせて、別途発送準備をすすめています。

予約ができるのに接種券が届かないなど、不明な点がございましたらすぐに連絡ください。

予約について

それぞれの避難先の自治体の状況に応じて手続きをしてください。

今回送付した書類

- (1) 新型コロナワクチン接種のご案内（予防接種済証を兼ねる）
※宛名の記載があるもの
- (2) 住所地外接種届出済証
(町役場に登録している市町村名が記載されています。)
- (3) 接種券（予診票）2枚
- (4) 新型コロナワクチン予防接種についての説明書（ファイザー社製）
- (5) 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月22日HP更新

双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方

医療費一部負担金等の免除期間が延長されましたので、新しい免除証明書（有効期限令和4年7月31日）を2月22日に発送します。

なお、令和4年8月1日以降の免除証明書については、あらためてお知らせします。

医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金等免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。

※ 社会保険などの医療保険に加入の方の医療費一部負担金等の免除については、加入の社会保険などの保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について

2月22日

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2021年12月1日から2022年2月28日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：3月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

大規模ワクチン接種会場(3回目接種)について

2月21日更新

市町村による3回目のワクチン接種（追加接種）を補完し、前倒し接種を加速させるため、大規模ワクチン接種会場を設置します。

■対象者

以下のすべてを満たす方

- 新潟県内にお住まいの方
- 市町村が発行する追加接種（3回目接種）用接種券をお持ちの方
- 予約する接種日時時点で満18歳以上の方で、2回目接種から6か月が経過した方

■実施会場・日程

会場	実施日程
新潟空港 (新潟市東区) 国際線チェックインカウンター付近	・ 2月19日(土)～3月20日(日) 木・金曜日 午後1時～5時 土・日曜日 午前9時～正午、午後1時30分～4時30分 ※3月実施分から、1日当たりの予約枠を2割拡大しました。
上越会場 ホテルハイマート (上越市)	・ 2月19日(土)、20日(日) 午前9時～正午、午後1時～5時 ・ 3月5日(土) 午前8時～11時、正午～午後3時 ・ 3月6日(日)、21日(月・祝) 午前9時～正午、午後1時～5時 ※今後の日程については調整中です。

■使用するワクチン

武田/モデルナ社製ワクチン

▶ 新型コロナワクチン予防接種についての説明書

(武田/モデルナ社ワクチン用 2022年2月)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/304382.pdf>



※2月19日、20日に実施した上越会場（ホテルハイマート）では、ファイザー社製ワクチンを使用しました。

次ページへ続きます 

■予約方法

3月分の予約受付を2月22日(火) 午前9時に開始します。

予約方法はWeb予約、コールセンター（電話）が利用可能です。

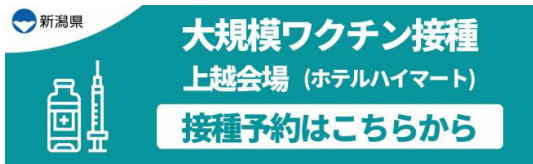
【新潟空港】

予約方法	説明
Web予約	  https://niigata-daikibo.com/ ※接種日の前日(接種日が日曜の場合は接種日の前々日)の午前0時まで予約可能です。
予約コールセンター (電話)	電話番号 025-250-0630 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日も受け付け） ※接種日の前々日(接種日が日曜の場合は接種日の3日前)まで予約可能です。

【上越会場（ホテルハイマート）】

web予約、コールセンター(電話)とともに、接種日の前日(予約時間の24時間前)まで予約可能です。

(例) 3月5日(土)午前9時開始分 → 3月4日(金)午前9時締め切り

予約方法	説明
Web予約	  http://mbv.or.jp/ailehome/medical/vaccination/daikibo_j/ ※接種日の前日(接種日が日曜の場合は接種日の前々日)の午前0時まで予約可能です。
予約コールセンター (電話)	電話番号 025-256-8593 受付時間 午前9時～午後5時（平日のみ受け付け） ※接種当日のキャンセルは、 キャンセル専用ダイヤル090-6816-7506までご連絡ください。 (対応時間：3月5日(土) 午前8時～午後3時、3月6日(日)・21日(月・祝) 午前9時～午後5時)

次ページへ続きます 

■予約に当たっての注意点

- 予約の際には、お手元に接種券を用意してください。
- 予約が完了しましたら、予約日時や接種会場をしっかりとメモしてください。
- 県の大規模接種の予約を取得した方で、すでに市町村の接種予約がある方は、忘れずに市町村にキャンセルの連絡をお願いします。

■接種当日に必要なもの

1. 市町村が発行する追加接種（3回目接種）用の**接種券**

2. **予診票**

あらかじめ来場前に必要事項を記入の上、会場にお持ちください。

なお、記入に当たり、鉛筆やインクが消せるボールペンは使用しないでください。

3. **本人確認書類**

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、年金手帳、各障害者手帳、学生証、生徒手帳、国または地方公共団体が発行した身分証明証など

※1・2の書類のいずれかで2回目の接種日が確認できない場合は、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書などを接種当日に持参してください。

■接種当日における注意点

- 会場には、予約された時間にお越しください。時間より早くお越しいただいた場合、予約時間までお待ちいただきます。
- スムーズに接種できるように、速やかに肩を出せる服装でお越しください。また、マスクの着用をお願いします。
- 接種日当日までにPCR検査を受検し、その結果をお待ちの方や、接種当日に発熱を含め体調の優れない方は、接種の延期をお願いします。
接種日の延期については、各会場コールセンターまでご連絡ください。
（会場ごとに番号が異なりますので、おかけ間違いの無いようご注意ください。）

問い合わせ

新潟県医療調整本部 TEL 025-280-5133

東日本大震災 黙とう^{とう}及び献花

東日本大震災から11年を迎える3月11日(金)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

平日での開催となりますが、新型コロナウイルス感染症対策をとって開催します。

- ・椅子の間隔をあけて着席していただきます。
- ・マスク着用、手指消毒にご協力ください。
- ・発熱や風邪症状などがある場合は、参加をお控えください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止することがあります。

- と き **3月11日 金** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主 催 三条市
- 協 力 さんじょう∞ふくしま「結」の会
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日の総合福祉センター開館時間内は献花していただけます。

令和3年の様子



令和三年三月十一日
東日本大震災
黙とう及び献花



2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
交流ルームひばりは 3月20日(日)をもちまして 閉所いたします					2/25	26
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
27	28	3/1	2	3	4	5
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
6	7	8	9	10	11	12
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	東日本大震災 黙祷及び献花 ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2022.2.24現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511